

令和3年5月 避難情報が改正されました

(変更内容)

- **警戒レベル4**の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「**避難指示**」に統一
- **警戒レベル5「緊急安全確保」**は災害が発生・切迫（状況が悪化）し、避難場所等への避難が安全にできない場合、身を守るために自宅の少しでも浸水しにくい高い場所や、近くの丈夫で高い建物などにすぐに移動するよう働きかける情報
- **警戒レベル3**の名称を「**高齢者等避難**」に変更

現行

改正後

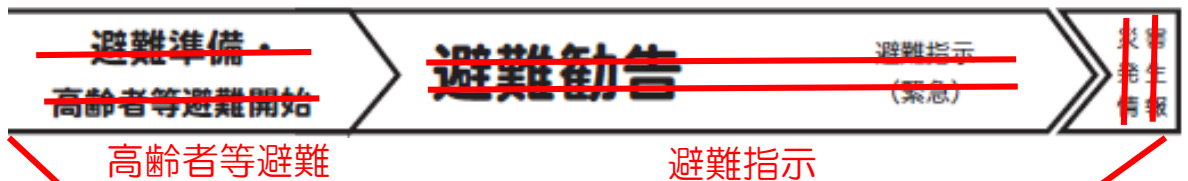
警戒レベル	とるべき行動	情報の名称
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から全員避難	避難指示（緊急） 避難勧告
3	危険な場所から高齢者等は避難 保管の住民は準備	避難準備・高齢者等 避難開始



警戒レベル	とるべき行動	情報の名称
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
<警戒レベル4までに必ず避難！>		
4	危険な場所から全員避難 ※1	避難指示
3	危険な場所から高齢者等は避難 ※2	高齢者等避難

- ※1 避難が必要な人は、原則、警戒レベル4「避難指示」で避難開始
- ※2 高齢者や障害のある方など避難に時間がかかる人は、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難開始。それ以外の人も、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミング

令和2年度までの
マイ・タイムラインシートをご活用いただいている方は
避難情報を修正し、引き続きご使用ください。



災害発生
又は
切迫